

# 白岡市地域公共交通会議設置要綱

平成25年5月1日

告示第153号

## (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、白岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関すること。
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
- (7) 埼玉県杉戸県土整備事務所長又はその指名する者
- (8) 埼玉県久喜警察署長又はその指名する者
- (9) 地域公共交通について優れた識見を有する者
- (10) 市長が指名する市職員
- (11) その他交通会議の運営上市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ随時開催する。

2 会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。ただし、代理の者は、会議ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席要請等)

第7条 会長は、交通会議の所掌事項に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、生活経済部地域振興課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第142号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第71号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月19日告示第164号）

この告示は、公布の日から施行する。